

平成28年分 医療費の明細書

住 所 _____

氏 名 _____

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
合 計				A	B

【控除額の計算】

支払った医療費	円
保険金などで補てんされる金額	円
差引金額 (A - B)	円
所得金額の合計額	円
D×0.05	円
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	円
医療費控除額 (C - F)	円

A

B

C

D

E

F

G

← 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の医療費控除に転記します。

← 申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合
- ・・・その所得金額(特別控除前の金額)

なお損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4線越損失を差し引く計算」欄の⑧3の金額を転記します。

← 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の医療費控除に転記します。

※欄が足りない場合は、コピーしてご利用ください。

所得税の確定（還付）申告

○上尾税務署での確定（還付）申告

上尾税務署では、確定申告の受付・相談を、2月16日(木)～3月15日(水)の間で行っています。休日の臨時申告相談も行います。なお、医療費控除等の還付（税金を戻す）申告は1月4日(水)から受け付けています。（郵送での提出も可能です。）

《送付先・問合せ先》〒362-8504 上尾市大字西門前577番地

上尾税務署（☎770-1800）

上尾税務署の休日臨時申告相談日

〈日時〉2月19日(日)・2月26日(日) 午前9:00～12:00 午後1:00～5:00

○関東信越税理士会 上尾支部による無料還付申告相談・無料申告書作成サービス

年金や一定額以内の収入のある方を対象に、還付申告の相談および申告書の作成を無料で行います。（作成した申告書は、税務署にご提出ください。）

〈日時〉2月2日(木)・3日(金) 午前9:00～午後4:00

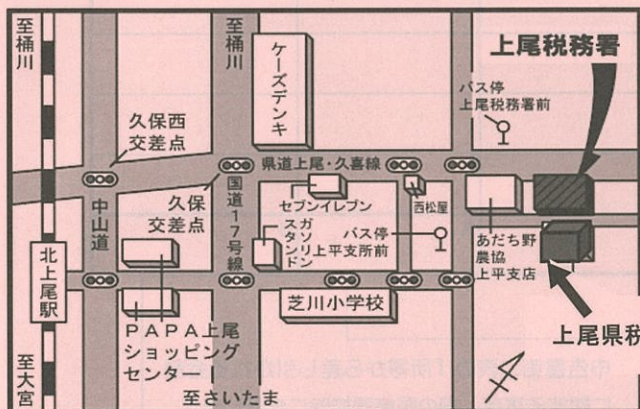
〈場所〉上尾県税事務所

※電話予約制をとっておりますので、事前にご予約が必要です。

〈予約の受付〉1月23日(月)～1月27日(金) 午前10:00～12:00 午後1:00～3:00

〈予約先〉関東信越税理士会 上尾支部 ☎776-8777

上尾税務署・上尾県税事務所の案内図



- ・北上尾駅(東口)から徒歩約20分
- ・上尾駅(東口)から 朝日バス(羽貫駅行・伊奈学園行)に乗り「上平支所前」下車徒歩約3分
- ・北上尾駅(東口)から 上尾市内循環バス(ぐるっとくん、上平循環・東西循環)に乗り「上尾税務署前」下車徒歩約1分

○お近くの税理士による無料税務相談・無料申告書作成サービス

税理士事務所において、次の方のうち少額な税務相談および申告書の作成を無料で行います。

- ①年金受給者
- ②給与所得者で医療費控除を受ける方
- ③年の途中で退職又は就職された方など

※予約が必要ですので、詳しくは以下の問い合わせ先までご連絡ください。

〈日時〉2月1日(水)～2月15日(水) 午前9:30～12:00 午後1:00～4:00

〈予約の受付〉1月4日(水)から受付開始

〈予約先〉関東信越税理士会 上尾支部 ☎776-8777